

文京学院大学保健医療技術学部寄附金による研究規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、文京学院大学（以下、「本学」という。）における学外からの寄附金による研究について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において「寄附研究」とは、本学において学外からの寄附金により行う研究で、これに要する寄附金を本学に寄附しようとする者（以下、「寄附者」という。）が負担し、当該研究結果を本学が寄附者に報告するものをいう。

(受入の原則)

第 3 条 寄附研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うことができるものとする。

(受け入れ条件)

第 4 条 寄附金の受け入れの条件は、次のとおりとする。

- (1) 寄附金は、当該研究の開始までに本学に払い込むものとする。この場合は、分割払い込みをすることができる。
- (2) 寄附金等により取得した設備備品は本学に帰属するものとする。また、寄附者から提供された機器設備等は、寄附者から事前に別段の意思表示がない限り、本学に帰属するものとする。
- (3) 本学がやむを得ない事由により寄附研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わず、また、原則として寄附金等は返還しない。
- (4) 本学に支払われた寄附金等は、返還しない。ただし、不要又は余剰となった経費は、その金額を返還する。
- (5) 寄附研究の結果、工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標およびこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利が生じた場合は、この処置について本学と寄附者の協議により決定する。
- (6) 寄附研究に関する成果を公表するときは、その時期、方法、公表者等については本学と寄附者が協議する。
- (7) 寄附研究の期間は、申込書によって定められた期間以内とする。ただし、特に必要のある場合は、あらためて申込書を提出する。

(申請手続き)

第 5 条 寄附者が本学に寄附金を提供しようとするときは、「寄附金申込書」（様式 1）を、学部長を経由して学長宛に提出するものとする。

- 2 当該寄附金による教育研究を行う者は、「寄附金受入申請願・申込書」（様式 2）に所定事項を記載し、学部長に提出する。学部長はこれにより学長に受入の申請をするものとする。

(承 認)

第 6 条 学長は、寄附金申込書並びに寄附金受入申込書の提出があった場合、当該寄附研究等を行う者（以下「研究担当者」という。）及び関係者の意見を聴取し、寄附研究に関する審査委員会の審査を経て、寄附金の受け入れの可否を決定する。

(通 知)

第 7 条 寄附金の受け入れを決定したときは、本学と寄附者の間で「寄附金受入承認通知書」

(様式3) を取り交わすものとする。

2 前項の取交し書をもって寄附者への承認通知とする。

(寄附金の会計処理等)

第8条 寄附金は、すべて学校会計に含めて取扱い、これにより取得する物品等は本学関係規程に基づいて処理しなければならない。

2 寄附金は、その90% (1,000円未満切捨て。) を研究担当者の所属する教室・研究室予算に加算し、10%を一般管理費に充当するものとする。

3 研究担当者は、寄附金を支出した都度証拠書類 (領収書等) により、出納簿に記録するものとする。

(寄附研究完了報告)

第9条 寄附研究担当者は、当該研究が終了したときは1ヶ月以内に「寄附研究結果報告書」(様式4号) 及び「寄附研究費精算書」(様式5号) を学長に提出しなければならない。

2 学長は、寄附者に研究の結果を前項の「寄附研究結果報告書」をもって報告するものとする。

(学外研究者)

第10条 寄附研究遂行のため学外研究者が本学の施設に出入りする場合は、寄附研究担当者が「学外研究者 (受託・共同) 施設等使用願」を学長に提出し、許可を得るものとする。

2 研究担当者は、学外研究者の学内における行動につき責任を負うものとする。

(国の機関等からの寄附研究)

第11条 寄附者が国の機関もしくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合で、寄附金が直接研究担当者に払い込まれるものについて、前各条の規定により難しいときは、寄附者の指定する契約条件によることができる。ただし、寄附研究の開始にあたっては学長の承認を得るものとし、当該寄附研究が終了したときは、学長にその旨報告するものとする。

(所管部署)

第12条 寄附研究についての受付等は教務グループが行い、承認通知の事務及び会計処理は総務グループが行うものとする。

(改正)

第13条 本規程の改正は、教授会の議を経て理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。